

外郭団体の役職員の採用選考方法にかかる 外郭団体評価委員会からの提言（概要）

1 役員の採用選考について

(1) 役員募集手続き

- ・ 役員公募の二段階選考を廃止し、同時選考を実施
- ・ 役員募集期間を1ヶ月以上確保

(2) 役員選考委員会の設置、構成

- ・ 役員選考委員会を設置し、選考の公正性・透明性を確保
- ・ 委員構成について、市関係者を半数未満とするよう要請
- ・ 役員選考委員会への固有役職員（プロパー）の参画を要請

(3) 役員の募集要件

- ・ 募集要件として、特定の知識経験ではなく、むしろ法人経営のビジョン・実行力の有無を重視
- ・ 募集要件について、職務内容を具体的に開示し、外郭団体評価委員会へ報告

(4) 就職支援会社等の活用

- ・ 就職支援会社等の活用の推奨

2 職員の採用選考について

- ・ ハローワークの更なる活用

3 ガイドラインの特例について

外郭団体における市OB職員である役員の再任・就任について、下記に該当する場合以外は、公募の実施を徹底

(ア) 公募を実施することにより、市政改革の実現（本市事業経営形態の見直し、本市所有株式売却、持分処分等を含む）、本市事業の執行または団体業務の遂行に支障をきたすことが具体的に見込まれる場合（期間をあらかじめ設定）

(イ) 経営破たんにより、市が経営監視を行う必要がある場合

4 その他

- ・ 公正な採用選考が行われていることがわかるよう選考基準の策定、公表等、透明化を図ることが重要
- ・ 役員への登用に向けての固有職員の人材育成、積極的な役員への登用に取り組むべき